

会員各位

公益社団法人 経済同友会
専務理事 橋本圭一郎

新型コロナウイルス感染症対応に伴う 会員活動等に関する方針【5/7時点】

本会では、新型コロナウイルス感染症における政府の緊急事態宣言に伴い、5月22日（金）まで、会合等は原則として中止・延期とさせていただくとともに、5月8日（金）まで、事務局職員の勤務体制を原則として在宅勤務とし、出勤率を2割以下にしておりました。

今週、政府が同宣言を5月31日（日）まで延長したことを受けて、本日、改めて下記の方針を決定しましたので、会員各位のご理解とご協力を賜りたく、お願い申し上げます。なお、今後、政府や東京都の発表・対応を踏まえて、下記の方針を見直す可能性がございます。

会合等は原則として5月31日（日）まで中止・延期

会合等の中止・延期の期間を原則として5月31日（日）まで延長します。

ただし、今後は、2019年度委員会の締めくくりに向けた作業および2020年度の委員会活動の開始に向けた作業のため、各委員会の正副委員長および事務局は、WEB会議システム等を利用した打ち合わせ等を行います。

また、5/31の翌週以降を目途に、委員会活動を徐々に再開すべく、WEB会議システム等を活用した会合開催の検討を進めます。

事務局職員の勤務体制

全ての事務局職員は、5月31日（日）までは原則として在宅勤務とし、事務局に出勤しての作業が不可避な場合に限って出勤可とするとともに、平日は2名以上の管理職が出勤します。

ただし、期間中の出勤率は2割以下とします。